

**改正**

平成18年12月28日告示第268号  
平成19年12月26日告示第247号  
平成20年4月1日告示第159号  
平成22年3月23日告示第62号  
平成22年8月24日告示第223号  
平成24年3月14日告示第53号  
平成24年3月14日告示第56号  
平成24年7月31日告示第217号  
平成25年3月22日告示第51号  
平成25年7月18日告示第209号  
平成26年3月24日告示第35号  
平成27年3月26日告示第38号  
平成27年12月21日告示第277号  
平成28年12月26日告示第273号

磐田市子ども医療費助成要綱

(目的)

**第1条** この告示は、こどもの疾病につき、適切な療養を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費の助成を行い、こどもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (2) 乳幼児 こどものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 児童 こどものうち乳幼児以外の者をいう。
- (4) 保護者 親権者、後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

(5) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（助成対象者）

**第3条** この告示に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法による被扶養者又は被保険者であるこども（以下「対象こども」という。）の保護者で、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されているものとする。

（助成対象医療費）

**第4条** 助成の対象となる医療費は、対象こどもの傷病に係る医療費のうち、法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療費であって、通院及び入院に係る医療費とする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療費及び保険給付の対象とならない医療費、入院証明書料、差額ベッド料等を除く。

（助成額）

**第5条** 市長は、こどもが疾病又は負傷により保険医療機関、特定承認保険医療機関、保険薬局、柔道整復師施術所又は指定障害児入所施設等（以下「保険医療機関等」という。）で治療を受けている場合において、当該こどもに係る医療費に対して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1) 入院して社会保険各法の規定による医療に関する給付（以下この号において「医療に関する給付等」という。）を受けている場合 医療に関する給付等に要する費用について、社会保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額から社会保険各法の規定による高額療養費の額及び健康保険組合等の規約又は定款に定める附加給付の額（以下「高額療養費等の額」という。）並びに1日につき500円を控除した額

(2) 通院により社会保険各法の規定による医療に関する給付（以下この号において「医療に関する給付等」という。）を受けている場合 医療に関する給付等に要する費用について、社会保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額から高額療養費等の額及び医療に関する給付（薬局で受けている場合を除く。）1回につき500円（当該保護者が負担すべき額が500円に満

たない場合はその額とし、乳幼児の場合は同一月につき最初の4回までの合計額を限度とする。)を控除した額

- (3) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付を受けている場合 同法第21条の4の規定により納入する額
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による育成医療の給付又は療育の給付を受けている場合 同法第19条の2第2項の規定により納入する額、同法第24条の20の規定により納入する額又は同法第56条第2項の規定により納入する額(同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。)
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による指定自立支援医療を受けている場合 同法第58条の規定により納入する額
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第23号)による入院措置を受けている場合 同法第31条の規定により納入する額
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による医療を受けている場合 同法第5条第2項の規定により納入する額
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の措置又は結核の医療を受けている場合 同法第37条第2項又は第37条の2の規定により納入する額
- (9) 感染症対策特別促進事業について(平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知)による医療を受けている場合 同通知別添の肝炎治療特別促進事業実施要綱6(2)イの規定により納入する額

(受給者証の交付)

**第6条** 医療費の助成を受けようとする者は、こども医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に対象こどもの世帯の主たる生計を維持する者の直近の所得課税証明書(現有公簿により所得額及び扶養の状況の確認ができる者を除く。)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するとともに、社会保険各法の被保険者証又は組合員証を提示し、受給者証の交付を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による受給者証の交付申請があった場合は、内容を審査の上、こども医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を申請者に交付する。
- 3 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証に記載された事項に変更が生じたとき、又は加入している医療保険に変更があったときは、こども医療費受給者証記載事

項等変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、氏名及び住所の変更について公簿によりその変更が確認できる場合は、この届出を省略することができる。

（受給者証の再交付）

**第7条** 受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失したときは、こども医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、受給者証の再交付を受けなければならない。

（受給者証の提示）

**第8条** 受給者は、保険医療機関等で第5条第1号及び第2号に規定する医療費に関する補助を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。

（受給者証の返還）

**第9条** 受給者は、受給者証の有効期限が経過したとき、助成対象の要件に該当しなくなったとき、又は紛失した受給者証を発見したときは、受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

（助成の方法）

**第10条** 第5条に規定する医療費の助成は、医療費を保険医療機関等に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者の申請により当該受給者に対して支払うことができる。

2 前項の規定による支払をしたときは、当該受給者に対して医療費の助成をしたものとみなす。

（助成の申請）

**第11条** 前条第1項ただし書の規定により、助成を受けようとする者は、1月ごとにこども医療費助成申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、対象こどもが保険給付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成額の返還）

**第12条** 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（損害賠償との調整）

**第13条** 市長は、助成対象者が、対象こどもの当該療養に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（その他）

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の磐田市乳幼児医療費補助要綱（昭和58年磐田市告示第54号）、福田町乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱（平成7年福田町要綱第10号）、竜洋町乳幼児医療費補助要領（平成7年竜洋町要領第1号）、豊田町乳幼児医療費助成事業費補助金要綱（平成7年豊田町要綱第3号）又は豊岡村乳幼児医療費助成事業実施要綱（平成16年豊岡村要綱第114号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月28日告示第268号）

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月26日告示第247号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日告示第159号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月23日告示第62号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の磐田市乳幼児医療費助成要綱第7条の規定により交付された受給者証は、この告示の施行の日に改正後の磐田市子ども医療費助成要綱第6条の規定により交付された受給者証とみなす。
- 3 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の磐田市乳幼児医療費助成要綱様式第2号による用紙は、なお使用することができる。

附 則（平成22年8月24日告示第223号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年10月診療分から適用する。

附 則（平成24年3月14日告示第53号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日告示第56号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年7月31日告示第217号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の受診に係る医療費について適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月22日告示第51号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月18日告示第209号)

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度の申請分から適用する。

附 則 (平成26年3月24日告示第35号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の受診に係る医療費について適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月26日告示第38号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年1月1日診療分から適用する。

附 則 (平成27年12月21日告示第277号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日告示第273号)

この告示は、公示の日から施行する。

**様式第1号** (第6条関係)

**様式第2号** (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第11条関係)